資　料　編

目　　次

＜ 業績の概要 ＞

１．財務諸表

⑴貸借対照表 …… ５０～５５

⑵損益計算書 …… ５６～５７

⑶剰余金処分計算書 …… ５７

独立監査人の監査報告書謄本 …… ５８

監査報告書謄本 …… ５８

２．預金業務

⑴流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 …… ５９

⑵固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 …… ５９

３．融資業務

⑴手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 …… ５９

⑵固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 …… ５９

⑶①担保の種類別の貸出金残高 …… ５９

②担保の種類別の債務保証見返額 …… ６０

⑷使途別の貸出金残高 …… ６０

⑸預貸率の期末値及び期中平均値 …… ６０

⑹業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 …… ６０

４．有価証券

⑴商品有価証券の種類別の平均残高 …… ６１

⑵有価証券の種類別の残存期間別残高 …… ６１

⑶有価証券の種類別の期末残高及び平均残高 …… ６１

⑷預証率の期末値及び期中平均値 …… ６１

５．時価情報

⑴有価証券 …… ６２～６３

⑵金銭の信託 …… ６３

⑶デリバティブ取引 …… ６３

６．経営内容

⑴経常収益 …… ６４

⑵経常利益 …… ６４

⑶当期純利益 …… ６４

⑷出資総額及び出資総口数 …… ６４

⑸純資産額 …… ６４

⑹総資産額 …… ６４

⑺預金積金残高 …… ６４

⑻貸出金残高 …… ６４

⑼有価証券残高 …… ６４

⑽単体自己資本比率 …… ６４

⑾出資に対する配当金 …… ６４

⑿職員数 …… ６４

⒀資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支、業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く） …… ６４～６５

⒁資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘 …… ６５

⒂受取利息及び支払利息の増減 …… ６５

⒃利益率 …… ６５

＜ 連結情報 ＞

１．金庫及び子会社等の概況

⑴主要な事業内容及び子会社等の概要 …… ６６

⑵子会社等の状況 …… ６６

⑶事業の概況 …… ６６

２．財産の状況

⑴財務諸表 …… ６７～７４

⑵経営内容 …… ７４

⑶信用金庫法開示債権の状況 …… ７４

⑷連結セグメント情報 …… ７４

３．自己資本充実の状況（連結に関する事項） …… ７５～７８

業　績　の　概　要

１．財務諸表

(1)貸借対照表

（単位：百万円）

資産の部			負債及び純資産の部		
科目	令和６年度 (令和7.3.31現在)	令和７年度 (令和8.3.31現在)	科目	令和６年度 (令和7.3.31現在)	令和７年度 (令和8.3.31現在)
（資産の部）			（負債の部）		
現金	3,549	4,611	預金積金	338,033	341,153
預け金	72,760	85,363	当座預金	3,921	3,801
買入金銭債権	1,305	1,138	普通預金	178,720	179,370
金銭の信託	―	―	貯蓄預金	225	215
有価証券	89,753	79,469	通知預金	1,085	1,307
国債	13,569	13,288	定期預金	146,452	149,092
地方債	14,729	11,166	定期積金	5,509	4,973
社債	27,275	23,525	その他の預金	2,119	2,390
株式	1,697	871	借用金	268	237
その他の証券	32,482	30,616	借入金	268	237
貸出金	182,516	191,798	その他負債	800	1,282
割引手形	191	116	未決済為替借	113	130
手形貸付	5,729	5,566	未払費用	248	407
証書貸付	158,949	169,794	給付補塡備金	0	2
当座貸越	17,646	16,320	未払法人税等	49	202
その他資産	2,373	2,355	前受収益	14	13
未決済為替貸	111	71	払戻未済金	25	27
信金中金出資金	1,860	1,860	職員預り金	105	103
前払費用	2	9	リース債務	112	238
未収収益	277	325	資産除去債務	10	16
その他の資産	120	88	その他の負債	119	141
有形固定資産	2,162	2,228	賞与引当金	78	82
建物	375	350	役員賞与引当金	7	9
土地	1,503	1,516	退職給付引当金	304	305
リース資産	97	211	役員退職慰労引当金	116	105
建設仮勘定	―	―	睡眠預金払戻損失引当金	3	1
その他の有形固定資産	187	149	偶発損失引当金	38	39
無形固定資産	113	124	債務保証	4,104	3,545
ソフトウェア	85	98	負債の部合計	343,756	346,763
リース資産	1	―	（純資産の部）		
その他の無形固定資産	26	26	出資金	705	5,477
繰延税金資産	955	1,052	普通出資金	705	677
債務保証見返	4,104	3,545	優先出資金	―	4,800
貸倒引当金	△6,092	△6,745	優先出資申込証拠金	―	―
（うち個別貸倒引当金）	(△5,167)	(△5,843)	資本剰余金	―	4,800
			利益剰余金	15,320	15,805
			利益準備金	735	705
			その他利益剰余金	14,584	15,101
			特別積立金	13,977	14,427
			（経営安定化特別積立金）	(―)	(―)
			当期未処分剰余金	607	674
			（当期純利益）	(432)	(506)
			処分未済持分	△22	△5
			会員勘定合計	16,002	26,079
			その他有価証券評価差額金	△6,258	△7,898
			評価・換算差額等合計	△6,258	△7,898
			純資産の部合計	9,744	18,180
資産の部合計	353,501	364,943	負債及び純資産の部合計	353,501	364,943

注記事項（令和８年３月期）

１．　記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
２．　有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
３．　有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　　20 年～50 年(税法基準の 160%の償却率による)　その他　　3 年～20 年
４．　無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
５．　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
６．　貸倒引当金は、予め定めている償却･引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会　銀行等監査特別委員会報告第 4 号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和 7 年 10 月 8 日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類したうえで、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上し、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部（資産査定部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額(部分直接償却)しており、その金額は 1,007 百万円であります。
７．　賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
８．　役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
９．　退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成 27 年 3 月 26 日）に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
(1)　制度全体の積立状況に関する事項(令和 7 年 3 月 31 日現在)
①年金資産の額　1,796,855 百万円
②年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額
1,828,746 百万円
③差引額　△31,890 百万円
(2)　制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和 7 年 3 月分）0.2165 %
(3)　補足説明
上記①の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 127,306 百万円および別途積立金は 95,415 百万円であります。
本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間 14 年 7 カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金　41 百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10.　役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11.　睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
12.　偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13.　役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
14.　固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5 年間で均等償却を行っております。
15.　会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金　6,745 百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として 6.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
また、令和 6 年能登半島地震により発生した直接および間接被害は地域産業に大きな影響を及ぼしており、債務者の実態等を合理的に判断できる範囲内において可能な限り自己査定に反映させております。
なお、令和 6 年能登半島地震による影響は当分の間継続するものと仮定して見積もっております。当初の見積もりに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
16.　理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額　5,164 百万円
17.　子会社等の株式又は出資金の総額　10 百万円
18.　子会社等に対する金銭債務総額　49 百万円
19.　有形固定資産の減価償却累計額　3,879 百万円

20. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債券は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,756 百万円
危険債権額	11,018 百万円
三月以上延滞債権額	21 百万円
貸出条件緩和債権額	132 百万円
合計額	15,928 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続き開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、116 百万円であります。

22. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	26,800 百万円

担保資産に対応する債務はありません。

上記のほか、為替決済取引等の担保として、預け金 8,266 百万円を差し入れております。

23. 出資１口当たりの純資産額　638 円 13 銭

24. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、貸出金事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、その状況については定期的にＡＬＭ委員会、常勤理事会に報告しております。また、大口融資先の与信管理については常勤理事会および理事会に審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

（ⅰ）金利リスクの管理

当金庫は、リスク管理規程・要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ＡＬＭ委員会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

総務部において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

（ⅱ）為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、投資している有価証券に内包している変動額を為替相場が 10%円高へ進行した場合を想定し、時価の変動額を把握し、管理しております。

（ⅲ）価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ＡＬＭ委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準及びリスク管理規程・要領に従い行われております。

このうち、総務部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資権限額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部で保有している株式の多くは、値上がりした場合に売却益を計上する目的で保有しており、日々市場環境や保有銘柄の財務内容等をモニタリングしております。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常勤理事会、ＡＬＭ委員会に定期的に報告されております。

（ⅳ）市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債権、市場価格のある株式及び投資信託の市場リスク量をＶａＲにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のＶａＲは分散共分散法（保有期間 1 年、信頼区分 99%、観測期間 5 年）により算出しており、令和 8 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で 3,531 百万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するＶａＲと実際の損益を比較するバックテスティングを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ＡＬＭを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借用金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和 8 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(時価の算定方法については（注 1）参照)　なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。((注 2)参照) また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1)　預け金(*1)	85,363	82,460	△2,903
(2)　有価証券	79,129	77,945	△1,184
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有有価証券	10,473	9,288	△1,184
その他有価証券	68,656	68,656	—
(3)　貸出金(*1)	191,798	—	—
貸倒引当金(*2)	△6,745	—	—
	185,053	181,645	△3,408
金融資産計	349,547	342,051	△7,495
(1)　預金積金(*1)	341,153	337,811	△3,341
(2)　借用金(*1)	237	240	2
金融負債計	341,390	338,052	△3,338

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注 1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 26. から 27. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利(TONA、スワップレート)を用いております。

(2) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注 2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式 (*1)	10
関連法人等株式 (*1)	—
非上場株式 (*1)	249
組合出資金 (*2)	80
合　計	339

(*1) 子会社･子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和 6 年 9 月 13 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和 3 年 6 月 17 日) 第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注 3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

26. 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算出した時価

【主な分類商品】上場株式、投資信託、国債等の取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

【主な分類商品】地方債、社債(上場企業等)等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの、取引量が活発でない商品などを分類しております。

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

【主な分類商品】外国証券、投資信託等で、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債　　(単位：百万円)

区　　分	時　　価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
買入金銭債権	―	―	1,138	1,138
金銭の信託	―	―	―	―
有価証券（その他有価証券）	21,680	51,538	4,725	77,945
うち株式	612	―	―	612
国債	12,736	―	―	12,736
地方債	―	10,949	―	10,949
社債	―	23,338	―	23,338
その他の証券	8,331	17,250	4,725	30,307
その他	―	―	―	―
金融資産計	21,680	51,538	5,864	79,084
デリバティブ取引	―	―	―	―
デリバティブ取引計	―	―	―	―

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借用金等については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額　　(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預け金(*1)	14,507	14,500	6,500	13,800
有価証券	943	17,557	12,417	24,568
満期保有目的の債券	―	2,500	5,465	2,508
その他有価証券のうち満期があるもの	943	15,057	6,952	22,060
貸出金(*2)	26,177	67,304	48,837	30,761
合　　計	41,627	99,361	67,755	69,130

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注 5) 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額　　(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金積金(*)	319,590	20,995	566	―
借用金	31	125	72	8
合　　計	319,622	21,120	639	8

(*)預金積金のうち、要求払預金は「1 年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、28 まで同様であります。

売買目的有価証券　　該当なし

満期保有目的の債券で時価のあるもの　　(単位：百万円)

	種　　類	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小　計	―	―	―
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	3,730	3,178	△551
	地方債	2,145	1,927	△217
	社債	2,198	2,010	△187
	その他	2,400	2,171	△228
	小　計	10,473	9,288	△1,184
合　　計		10,473	9,288	△1,184

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの　　該当なし

その他有価証券で時価のあるもの　　(単位：百万円)

	種　　類	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	454	322	131
	債券	―	―	―
	国　債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社　債	―	―	―
	その他	7,469	6,177	1,291
	小　計	7,923	6,499	1,423
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	158	165	△7
	債券	39,908	47,716	△7,808
	国　債	9,558	12,180	△2,621
	地方債	9,021	11,148	△2,126
	社　債	21,327	24,387	△3,060
	その他	20,666	22,173	△1,506
	小　計	60,732	70,055	△9,322
合　　計		68,656	76,555	△7,898

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります　（単位：百万円）

	売却額	売却益	売却損
株式	1,438	141	△37
債券	296	—	△101
国　債	296	—	△101
地方債	—	—	—
社　債	—	—	—
その他	4,426	429	△246
合　計	6,162	571	△385

29. 運用目的の金銭の信託　（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—

30. 満期保有目的の金銭の信託　（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—

（注）「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

31.　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、60,233 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 24,872 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ･フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。また、契約時において必要に応じて不動産･有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
減価償却超過額	129　百万円
退職給付引当金	86　百万円
貸出金有税償却額	223　百万円
貸倒引当金(有税額)	1,738　百万円
賞与引当金	23　百万円
その他有価証券評価差額金	2,240　百万円
その他	251　百万円
繰延税金資産小計	4,693　百万円
評価性引当額	△3,640　百万円
繰延税金資産合計	1,053　百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	1　百万円
繰延税金負債合計	1　百万円
繰延税金資産(負債)の純額	1,052　百万円

33.　企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（令和 2 年 3 月 31 日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権　　7 百万円

⑵損益計算書

（単位：千円）

科目	令和６年度 （令和６．４．１～令和７．３．３１）	令和７年度 （令和７．４．１～令和８．３．３１）
経常収益	５，１７８，００９	５，８２２，２６４
資金運用収益	４，００１，４４０	４，７０１，９８７
貸出金利息	２，４３７，５６０	２，８２７，６６８
預け金利息	３８１，２６４	４９４，８７１
有価証券利息配当金	１，０４０，７８６	１，１６８，６８９
その他の受入利息	１４１，８２９	２１０，７５８
役務取引等収益	４３４，８７６	４６６，１１７
受入為替手数料	１４６，２５３	１４７，６７８
その他の役務収益	２８８，６２３	３１８，４３９
その他業務収益	１５，９７２	２８，９８４
外国為替売買益	―	―
国債等債券売却益	―	―
国債等債券償還益	２，３２４	１，７１１
その他の業務収益	１３，６４７	２７，２７２
その他経常収益	７２５，７１８	６２５，１７４
貸倒引当金戻入益	２６３，４４６	―
償却債権取立益	１０，１０８	１５１，６８０
株式等売却益	４４２，４３３	４６５，３２０
金銭の信託運用益	―	―
その他の経常収益	９，７３０	８，１７３
経常費用	４，４７１，３２８	５，０５２，０９０
資金調達費用	１８７，３０３	５８７，２２１
預金利息	１７５，８５８	５７４，７８１
給付補塡備金繰入額	５２３	３，０６１
借用金利息	６，３９８	５，６９３
その他の支払利息	４，５２２	３，６８５
役務取引等費用	２７６，９１０	２６６，８８３
支払為替手数料	５３，２９６	５０，５６１
その他の役務費用	２２３，６１４	２１６，３２１
その他業務費用	５４０，０６０	３３９，３９０
外国為替売買損	―	―
国債等債券売却損	５２７，３２２	３３５，９５５
国債等債券償還損	９，９３８	４１１
国債等債券償却	―	―
その他の業務費用	２，７９９	３，０２２
経費	２，９２８，４８２	３，０００，７５２
人件費	１，６７９，４３３	１，７２０，４８１
物件費	１，１２７，８５１	１，１５２，９６８
税金	１２１，１９７	１２７，３０２
その他経常費用	５３８，５７１	８５７，８４２
貸倒引当金繰入額	―	７４７，１８７
貸出金償却	３９５，７９２	２，２７１
株式等売却損	９１，１３４	４９，２１３
株式等償却	４００	―
金銭の信託運用損	―	―
その他資産償却	６，１６９	７，６６２
その他の経常費用	４５，０７５	５１，５０７
経常利益	７０６，６８０	７７０，１７３
特別利益	２８，８２９	―
固定資産処分益	２８，８２９	―
その他の特別利益	―	―
特別損失	６２，００２	２１，７７７
固定資産処分損	３，５１７	３，４４９
減損損失	５８，４８４	１８，３２７
その他の特別損失	―	―
税引前当期純利益	６７３，５０７	７４８，３９６
法人税、住民税及び事業税	１３８，８２３	３３８，８９３
法人税等調整額	１０２，１４２	△９７，３６９
法人税等合計	２４０，９６５	２４１，５２３
当期純利益	４３２，５４１	５０６，８７２
繰越金（当期首残高）	１７４，６３２	１６７，２３７
当期未処分剰余金	６０７，１７４	６７４，１１０

注記事項（令和８年３月期）

１．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
２．子会社との取引による収益総額　11,923 千円
　　子会社との取引による費用総額　53,166 千円
３．出資１口当たりの当期純利益金額　37 円 58 銭
４．当期において、以下の固定資産等について減損損失を計上しております。

（単位：千円）

場所	用途	種類	減損損失
鹿島郡内	所有不動産	土地	354
鳳珠郡内	事業用資産	土地	2,068
輪島市内		土地	4,335
金沢市内		土地	11,568
合　計			18,327

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産については、各々1 つの単位でグルーピングを行っております。また、本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

遊休資産については、継続的な地価の下落等により投資額の回収が困難と見込まれるため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき算定しております。

事業用資産については、収益性が著しく低下していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は土地の正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき査定しております。

５．企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（令和 2 年 3 月 31 日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。

⑶剰余金処分計算書

（単位：千円）

科目	令和６年度 （令和6．4．1～令和7．3．31）	令和７年度 （令和7．4．1～令和8．3．31）
当期未処分剰余金又は当期未処理損失金（△）	６０７，１７４	６７４，１１０
積立金取崩額	―	―
特別積立金取崩額	―	―
利益準備金限度超過取崩額	３０，６４１	２７，３４７
剰余金処分額	４７０，５７７	５７０，０４４
利益準備金	―	―
普通出資に対する配当金	（年３．００%）２０，５７７	（年３．００%）１９，９８４
優先出資に対する配当金	―	（年０．２３%）　６０
事業の利用分量に対する配当金	―	―
特別積立金	４５０，０００	５５０，０００
繰越金（当期末残高）	１６７，２３７	１３１，４１３

注記事項

１．記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

※令和６年度及び令和７年度の計算書類については、信用金庫法第３８条の２第３項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

令和７年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和８年６月１９日

のと共栄信用金庫

理事長　鰀目　孝和

独立監査人の監査報告書謄本

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

令和８年５月 28 日

のと共栄信用金庫
　理事会　御中

太陽有限責任監査法人
北陸事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　尾川　克明
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　南波　洋行

＜計算書類等監査＞
監査意見
　当監査法人は、信用金庫法第 38 条の２第３項の規定に基づき、のと共栄信用金庫の令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までの第 111 期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。
監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。
その他の記載内容
　その他の記載内容は、業務報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。
計算書類等に対する経営者及び監事の責任
　経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。
計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。
　＜剰余金処分案に対する意見＞
剰余金処分案に対する監査意見
　当監査法人は、信用金庫法第 38 条の２第３項の規定に基づき、のと共栄信用金庫の令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までの第 111 期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。
　当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。
剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任
　経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。
　監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。
剰余金処分案に対する監査における監査人の責任
　監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。
利害関係
　金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監事の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

私たち監事は、令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までの第 111 期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容
　各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子法人等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子法人等から事業の報告を受けました。
　業務報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫及びその子法人等から成る集団の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第 23 条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（信用金庫法施行規則第 33 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
　以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及び各々の附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果
(1)　業務報告等の監査結果
①業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する業務報告の記載内容及び理事の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和８年５月 29 日
のと共栄信用金庫監事会

常勤監事　川口昭彦　　監　事　池水龍一
監　事　田村謙吾

（注）監事　池水　龍一は、信用金庫法第 32 条第５項に定める員外監事であります。

２．預金業務

⑴ 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高　（単位：百万円）

		令和６年度	令和７年度
流動性預金		１８０，７８６	１８４，４５７
	うち有利息預金	１６４，５７９	１６９，２４９
定期性預金		１５６，４６０	１５７，５３１
	うち固定金利定期預金	１５０，６８３	１５２，３３７
	うち変動金利定期預金	８	７
その他		９９２	１，１２０
計		３３８，２３８	３４３，１０９
譲渡性預金		－	－
合計		３３８，２３８	３４３，１０９

（注）１．流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
２．定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの金利が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

⑵固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

（単位：百万円）

		令和６年度	令和７年度
定期預金		１４６，４５２	１４９，０９２
	固定金利定期預金	１４６，４４５	１４９，０８５
	変動金利定期預金	７	７
	その他	－	－

３．融資業務

⑴手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高　（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
手形貸付	５，１１４	５，６４０
証書貸付	１５６，７６１	１６５，７２８
当座貸越	１６，７１４	１５，５８３
割引手形	１８２	１８２
合計	１７８，７７３	１８７，１３５

⑵固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高　（単位：百万円）

		令和６年度	令和７年度
貸出金		１８２，５１６	１９１，７９８
	うち変動金利	５４，１４０	５４，０９９
	うち固定金利	１２８，３７５	１３７，６９９

⑶担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

①貸出金の担保別内訳　（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
当金庫預金積金	８３８	９５５
有価証券	－	－
動産	－	－
不動産	１９，９３９	１９，７４１
その他	－	－
計	２０，７７８	２０，６９７
信用保証協会・信用保険	５２，０７２	５３，３２７
保証	１６，６５８	１７，１６９
信用	９３，００７	１００，６０４
合計	１８２，５１６	１９１，７９８

②債務保証見返の担保別内訳

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
当金庫預金積金	0	0
有価証券	－	－
動産	－	－
不動産	2,219	2,042
その他	－	－
計	2,219	2,043
信用保証協会・信用保険	－	－
保証	47	35
信用	1,837	1,467
合計	4,104	3,545

⑷使途別の貸出金残高

（単位：百万円）

	令和６年度		令和７年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	82,421	45.15%	87,865	45.81%
運転資金	100,094	54.84%	103,933	54.18%
合計	182,516	100.00%	191,798	100.00%

⑸預貸率の期末値及び期中平均値

（単位：百万円）

		令和６年度	令和７年度
貸出金（期末残高）（Ａ）		182,516	191,798
預金（期末残高）（Ｂ）		338,033	341,153
預貸率	（Ａ／Ｂ）	53.99%	56.22%
	期中平均	52.85%	54.54%

（注）預金には定期積金を含んでおります。

⑹業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

（単位：百万円）

	令和６年度			令和７年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	337	13,605	7.45%	333	13,116	6.83%
農業、林業	37	745	0.40%	34	702	0.36%
漁業	19	162	0.08%	16	140	0.07%
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－%	1	159	0.08%
建設業	812	17,446	9.55%	805	16,480	8.59%
電気・ガス・熱供給・水道業	26	520	0.28%	25	501	0.26%
情報通信業	11	249	0.13%	10	275	0.14%
運輸業、郵便業	99	3,966	2.17%	94	3,612	1.88%
卸売業、小売業	527	12,093	6.62%	506	12,012	6.26%
金融業、保険業	20	11,329	6.20%	19	10,297	5.36%
不動産業	452	22,602	12.38%	444	21,687	11.30%
物品賃貸業	8	553	0.30%	9	701	0.36%
学術研究、専門・技術サービス業	96	5,038	2.76%	92	4,905	2.55%
宿泊業	60	6,425	3.52%	56	7,297	3.80%
飲食業	483	6,674	3.65%	477	6,837	3.56%
生活関連サービス業、娯楽業	280	3,989	2.18%	268	3,669	1.91%
教育、学習支援業	28	962	0.52%	24	1,154	0.60%
医療・福祉	143	5,648	3.09%	144	5,263	2.74%
その他サービス	323	9,448	5.17%	325	9,082	4.73%
小計	3,761	121,462	66.54%	3,682	117,897	61.46%
地方公共団体	18	29,205	16.00%	20	41,911	21.85%
個人（住宅・消費・納税資金等）	8,191	31,847	17.44%	7,982	31,989	16.67%
合計	11,970	182,516	100.00%	11,684	191,798	100.00%

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

４．有価証券

⑴商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

⑵有価証券の種類別の残存期間別残高

（単位：百万円）

		１年以下	１年超３年以下	３年超５年以下	５年超７年以下	７年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
令和６年度	国債	－	－	－	－	5,289	8,279	－	13,569
	地方債	2,596	27	975	1,624	4,837	4,667	－	14,729
	短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
	社債	2,110	580	8,147	4,540	10,360	1,536	－	27,275
	株式	－	－	－	－	－	－	1,697	1,697
	外国証券	699	398	2,180	－	191	1,570	14,225	19,266
	その他証券	9	1,150	1,758	428	388	0	9,479	13,215
令和７年度	国債	－	－	－	－	5,124	8,164	－	13,288
	地方債	－	322	1,027	2,643	3,800	3,373	－	11,166
	短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
	社債	163	4,143	8,015	1,092	8,395	1,716	－	23,525
	株式	－	－	－	－	－	－	871	871
	外国証券	198	1,074	1,500	－	187	1,508	13,109	17,580
	その他証券	584	1,344	390	202	591	2	9,920	13,036

⑶有価証券の種類別の期末残高及び平均残高

（単位：百万円）

区　分	令和６年度		令和７年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	13,569	13,644	13,288	15,967
地方債	14,729	17,451	11,166	14,430
短期社債	－	－	－	－
社債	27,275	29,870	23,525	28,000
株式	1,697	1,450	871	756
外国証券	19,266	20,778	17,580	19,321
その他証券	13,215	11,846	13,036	12,834
合計	89,753	95,042	79,469	91,311

⑷預証率の期末値及び期中平均値

（単位：百万円）

		令和６年度	令和７年度
有価証券（期末残高）　（A）		89,753	79,469
預金（期末残高）　（B）		338,033	341,153
預証率	（A／B）	26.55%	23.29%
	期中平均	28.09%	26.61%

（注）預金には定期積金を含んでおります。

５．時価情報

⑴有価証券

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	令和６年度			令和７年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－
	小計	－	－	－	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	３，７２３	３，４３６	△２８６	３，７３０	３，１７８	△５５１
	地方債	２，１７５	２，０６２	△１１２	２，１４５	１，９２７	△２１７
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	２，１９７	２，０９９	△９８	２，１９８	２，０１０	△１８７
	その他	２，４００	２，２２３	△１７６	２，４００	２，１７１	△２２８
	小計	１０，４９６	９，８２２	△６７４	１０，４７３	９，２８８	△１，１８４
合計		１０，４９６	９，８２２	△６７４	１０，４７３	９，２８８	△１，１８４

（注）１．時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
２．上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
３．市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

③子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

④その他有価証券

（単位：百万円）

	種類		令和６年度			令和７年度		
			貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式		９７１	８４４	１２６	４５４	３２２	１３１
	債券		１，３５９	１，３５８	１	－	－	－
		国債	－	－	－	－	－	－
		地方債	９２７	９２６	１	－	－	－
		短期社債	－	－	－	－	－	－
		社債	４３２	４３１	０	－	－	－
	その他		５，３１８	４，７６２	５５６	７，４６９	６，１７７	１，２９１
	小計		７，６４９	６，９６５	６８４	７，９２３	６，４９９	１，４２３
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式		４６８	５０４	△３５	１５８	１６５	△７
	債券		４６，１１７	５０，９５１	△４，８３３	３９，９０８	４７，７１６	△７，８０８
		国債	９，８４６	１１，５４７	△１，７０１	９，５５８	１２，１８０	△２，６２１
		地方債	１１，６２６	１３，０１８	△１，３９１	９，０２１	１１，１４８	△２，１２６
		短期社債	－	－	－	－	－	－
		社債	２４，６４５	２６，３８６	△１，７４０	２１，３２７	２４，３８７	△３，０６０
	その他		２４，６７９	２６，７５２	△２，０７３	２０，６６６	２２，１７３	△１，５０６
	小計		７１，２６６	７８，２０８	△６，９４２	６０，７３２	７０，０５５	△９，３２２
合計			７８，９１６	８５，１７４	△６，２５８	６８，６５６	７６，５５５	△７，８９８

（注）１．貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
２．上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
３．市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

⑤市場価格のない株式等及び組合出資金

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	１０	１０
関連法人等株式	－	－
非上場株式	２４７	２４９
その他の証券・投資事業有限責任組合	８３	８０
満期保有目的の債券・信用金庫保証付私募債	－	－
合　　計	３４１	３３９

⑵金銭の信託

① 運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

令和６年度			令和７年度		
取得原価	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
－	－	－	－	－	－

（注）貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

② 満期保有目的の金銭の信託

（単位：百万円）

令和６年度					令和７年度				
貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（注）上記金銭の信託は、運用対象の一部について時価の算定が出来ないことから、「時価のない商品」と判断されるため、取得原価をもって貸借対照表計上額としております。

③その他の金銭の信託

該当ありません。

⑶デリバティブ取引

①金利関連取引、②通貨関連取引、③株式関連取引、④債券関連取引、⑤商品関連取引、⑥クレジットデリバティブ取引

いずれも該当ありません。

６．経営内容

⑴ ～ ⑿最近５年間の主要な経営指標の推移

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
経常収益	4,072,401	3,886,928	4,264,112	5,178,669	5,822,661
経常利益（△は経常損失）	290,494	340,376	△4,042,196	706,680	770,173
当期純利益（△は当期純損失）	166,271	203,315	△3,859,300	432,541	506,872

（単位：百万円、百万口）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
出資総額	７４２	７３５	７３０	７０５	５，４７７
普通出資金	７４２	７３５	７３０	７０５	６７７
優先出資金	－	－	－	－	４，８００
普通出資総口数	１４	１４	１４	１４	１３
優先出資総口数	－	－	－	－	１
純資産額	１８,５９５	１５,７６８	１１,９３３	９,７４４	１８，１８０
総資産額	３８９,４１５	３６３,５５６	３４７,８２３	３５３,５０１	３６４,９４３
預金積金残高	３２８,６８４	３３４,３９０	３２９,８３９	３３８,０３３	３４１,１５３
貸出金残高	１７８,３９３	１７７,３７０	１７７,４７４	１８２,５１６	１９１,７９８
有価証券残高	８６,３６１	８３,４４７	９０,８４６	８９,７５３	７９,４６９
単体自己資本比率	１３.３５%	１３.２０%	１１.１０%	１２.２６%	２０．５３%
出資に対する配当金（出資１口当り）普通出資	１円	１円	１円	１．５円	１．５円
優先出資	－	－	－	－	１１円
役員数	１２人	１２人	１１人	１０人	１１人
うち常勤役員数	７人	６人	５人	６人	６人
職員数	２１５人	２００人	１９２人	１８５人	１８８人
会員数	３０,０５９人	３０,１２３人	３０,０６９人	２８,６４９人	２６,７９５人

（注）単体自己資本比率は、「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 21 号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

⒀資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支、業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く)

業務粗利益

（単位：千円）

		令和６年度	令和７年度
資金運用収支		3,814,136	4,114,766
	資金運用収益	4,001,440	4,701,987
	資金調達費用	１８７,３０３	５８７,２２１
役務取引等収支		１５７,９６５	１９９,２３４
	役務取引等収益	４３４,８７６	４６６,１１７
	役務取引等費用	２７６,９１０	２６６,８８３
その他業務収支		△５２４,０８７	△３１０,４０６
	その他業務収益	１５,９７２	２８,９８４
	その他業務費用	５４０,０６０	３３９,３９０
業務粗利益		3,448,015	4,003,594
業務粗利益率		０.９７%	１．１１%

（注）１．資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（令和６年度 － 千円、令和７年度 － 千円）を控除して表示しております。

２．業務粗利益率＝ $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}}$ × １００

業務純益　　（単位：千円）

	令和６年度	令和７年度
業務純益	５４０，９２６	１，０５９，１９３
実質業務純益	５４０，９２６	１，０３５，２１８
コア業務純益	１，０７５，８６２	１，３６９，８７４
コア業務純益（投資信託解約損益を除く）	９４８，２０５	１，２６４，０８９

（注）１．業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含みません。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
２．実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
３．コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

⑭資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘

①資金運用収支の内訳

（単位：百万円、千円）

	平均残高		利息		利回り	
	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和6年度	令和７年度
資金運用勘定	３５４，７０９	３５９，３２３	４，００１，４４０	４，７０１，９８７	１．１２％	１．３０％
うち貸出金	１７８，７７３	１８７，１３５	２，４３７，５６０	２，８２７，６６８	１．３６％	１．５１％
うち預け金	７７，８１２	７７，９７２	３８１，２６４	４９４，８７１	０．４８％	０．６３％
うち商品有価証券	－	－	－	－	－	－
うち有価証券	９５，０４２	９１，３１１	１，０４０，７８８	１，１６８，６８９	１．０９％	１．２７％
資金調達勘定	３３８，７７５	３４３，５８７	１８７，３０３	５８７，２２１	０．０５％	０．１７％
うち預金積金	３３８，２３８	３４３，１０９	１７６，３８２	５７７，８４２	０．０５％	０．１６％
うち譲渡性預金	－	－	－	－	－	－
うち借用金	２８７	２５５	６，３９８	５，６９３	２．２２％	２．２２％

（注）資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和６年度 206 百万円、令和７年度 210 百万円）及び金銭の信託平均残高（令和６年度 － 百万円、令和７年度 － 百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（令和６年度 － 百万円、令和７年度 － 百万円）及び利息（令和６年度 － 千円、令和７年度 － 千円）を、それぞれ控除して表示しております。

②資金利鞘

	令和６年度	令和７年度
資金運用利回	１．１２％	１．３０％
資金調達原価率	０．９１％	１．０３％
総資金利鞘	０．２１％	０．２７％

⑮受取利息及び支払利息の増減

（単位：千円）

	令和６年度			令和７年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	９８，０３０	４３９，２７４	５３７，３０５	６６，７８８	６３３，７５９	７００，５４８
うち貸出金	２８，７５０	１７，０２６	４５，７７６	１２６，３５４	２６３，７５４	３９０，１０８
うち預け金	△２４，１０４	１５８，１８４	１３４，０８０	１，０１６	１１２，５９１	１１３，６０７
うち商品有価証券	－	－	－	－	－	－
うち有価証券	５４，７３２	２９２，８５３	３４７，５８５	△４７，７５０	１７５，６５３	１２７，９０３
支払利息	△２８，２５０	１８０，６９２	１５２，４４２	７，０５３	３９２，８６５	３９９，９１８
うち預金積金	２，１０７	１５２，３９２	１５４，４９９	８，２０４	３９３，２５６	４０１，４６０
うち借用金	△２９，５７５	２８，８４０	△７３５	△６９８	△７	△７０５

（注）残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法で算出しております。

⑯利益率

	令和６年度	令和７年度
総資産経常利益率	０．１９　％	０．２１％
総資産当期純利益率	０．１２　％	０．１４％

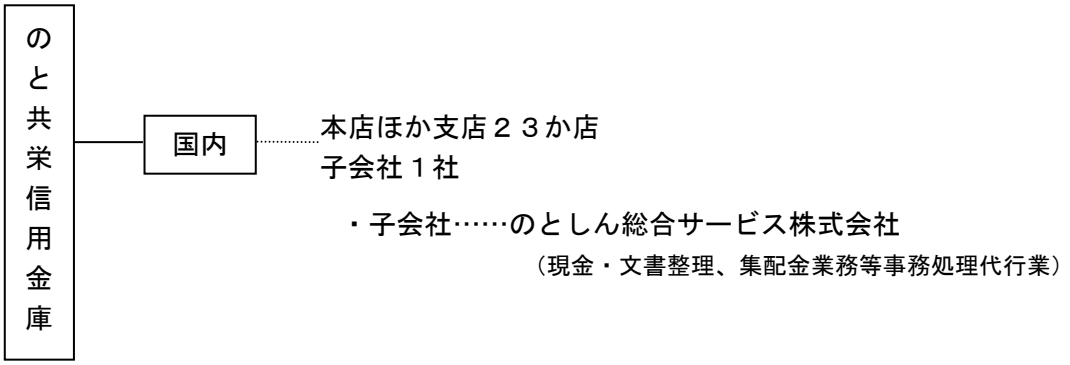
（注）総資産経常（当期純）利益率＝ $\dfrac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}}$ × １００

連　結　情　報

１．金庫及び子会社等の概況

⑴主要な事業内容及び子会社等の概要

当金庫グループは、当金庫と子会社１社で構成され、信用金庫業務を中心に事務処理代行業務などの金融サービスを提供しております。



⑵子会社等の状況

名　　称	のとしん総合サービス株式会社
所 在 地	七尾市国分町井部２番地
資 本 金	１０，０００千円
主要業務内容	現金の集配・整理、特定先の集配金、事業用動産・不動産の管理、個人ローン及び事業資金の債権書類保管・管理、ＡＴＭ管理、決算書（取引先）の入力、重要用紙の管理、代位弁済請求事務、印鑑登録事務、口座振替依頼書管理、カードローン事務、宣伝物等物品購入販売業務、販促品・物品管理業務、メール交換及び付随業務
設立年月日	昭和６３年８月８日
当金庫の議決権比率	１００％
子会社等の議決権比率	０％

⑶事業の概況

当金庫と子会社「のとしん総合サービス株式会社」の連結決算を実施しました。

連結決算においては、子会社の事業規模が極めて小さいため、親会社であるのと共栄信用金庫の決算に及ぼす影響はごくわずかです。

連結決算の財務内容は、総資産が３６４，９３５百万円となり、のと共栄信用金庫単体と比較して９百万円の減少、自己資本合計は２６，８７３百万円で、３８百万円の増加となりました。

損益では経常利益は７７１百万円で、のと共栄信用金庫単体と比較して１百万円の増益、当期純利益は５０４百万円で１百万円の減益となりました。

また、連結自己資本比率は２０．５６％となりました。

２．財産の状況

(1)財務諸表

①連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	令和６年度 （令和７．３．３１現在）	令和７年度 （令和８．３．３１現在）
（資産の部）		
現金及び預け金	７６，３０９	８９，９７４
買入金銭債権	１，３０５	１，１３８
金銭の信託	―	―
商品有価証券	―	―
有価証券	８９，７４５	７９，４５９
貸出金	１８２，５１６	１９１，７９８
外国為替	―	―
その他資産	２，３７３	２，３５６
有形固定資産	２，１６２	２，２２８
建物	３７５	３５０
土地	１，５０３	１，５１６
リース資産	９７	２１１
建設仮勘定	―	―
その他の有形固定資産	１８７	１４９
無形固定資産	１１３	１２４
ソフトウェア	８５	９８
リース資産	１	―
その他の無形固定資産	２６	２６
繰延税金資産	９５８	１，０５３
再評価に係る繰延税金資産	―	―
債務保証見返	４，１０４	３，５４５
貸倒引当金（△）	△６，０９２	△６，７４５
資産の部合計	３５３，４９７	３６４，９３５
（負債の部）		
預金積金	３３７，９７２	３４１，１０３
譲渡性預金	―	―
借用金	２６８	２３７
外国為替	―	―
その他負債	８０２	１，２８５
賞与引当金	７９	８２
役員賞与引当金	８	９
退職給付引当金	３１６	３０５
役員退職慰労引当金	１１７	１０５
その他の引当金	４１	４１
特別法上の引当金	―	―
繰延税金負債	―	１
再評価に係る繰延税金負債	―	―
債務保証	４，１０４	３，５４５
負債の部合計	３４３，７１３	３４６，７１７
（純資産の部）		
出資金	７０５	５，４７７
優先出資申込証拠金	―	―
資本剰余金	―	４，８００
利益剰余金	１５，３６０	１５，８４４
処分未済持分	△２２	△５
自己優先出資	―	―
自己優先出資申込証拠金	―	―
会員勘定合計	１６，０４２	２６，１１６
その他有価証券評価差額金	△６，２５８	△７，８９８
繰延ヘッジ損益	―	―
土地再評価差額金	―	―
為替換算調整勘定	―	―
評価・換算差額等合計	△６，２５８	△７，８９８
新株予約権	―	―
少数株主持分	―	―
純資産の部合計	９，７８４	１８，２１８
負債及び純資産の部合計	３５３，４９７	３６４，９３５

連結財務諸表の作成方針（令和８年３月期）

１．連結の範囲に関する事項
(1) 連結される子会社及び子法人等・・・子会社　１社
のとしん総合サービス株式会社
(2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません
２．持分法の適用に関する事項
(1) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません
３．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
(1) 連結される子会社の決算日
３月末日　　１社
４．連結調整勘定の償却に関する事項
連結される子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本の相殺消去に当たり、差額は発生しておりません。
５．剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

連結貸借対照表の注記事項

１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
３．有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　　20 年～50 年（税法基準の 160%の償却率による）　その他　　3 年～20 年
４．無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
５．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
６．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会　銀行等監査特別委員会報告第 4 号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和 7 年 10 月 8 日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類したうえで、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上し、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、自己査定基準に基づき、融資管理部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部（資産査定部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額（部分直接償却）しており、その金額は 1,007 百万円であります。
７．賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
８．役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
９．退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
(1)　制度全体の積立状況に関する事項（令和 7 年 3 月 31 日現在）
①年金資産の額　1,796,855 百万円
②年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額
1,828,746 百万円
③差引額　△31,890 百万円
(2)　制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和 7 年 3 月分）　0.2165 %
(3)　補足説明
上記①の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 127,306 百万円および別途積立金は 95,415 百万円であります。
本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間 14 年 7 カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金　41 百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
14. 固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5 年間で均等償却を行っております。
15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金　6,745 百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
また、令和 6 年能登半島地震により発生した直接および間接被害は地域産業に大きな影響を及ぼしており、債務者の実態等を合理的に判断できる範囲内において可能な限り自己査定に反映させております。
なお、令和6年能登半島地震による影響は当分の間継続するものと仮定して見積もっております。当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額　5,164 百万円
17. 子会社等の株式又は出資金の総額　10 百万円
18. 子会社等に対する金銭債務総額　49 百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額　3,879 百万円
20. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債券は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,756 百万円
危険債権額	11,018 百万円
三月以上延滞債権額	21 百万円
貸出条件緩和債権額	132 百万円
合計額	15,928 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続き開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、116 百万円であります。
22. 担保に供している資産は､次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券　26,800 百万円
担保資産に対応する債務はありません。
上記のほか、為替決済取引等の担保として、預け金 8,266 百万円を差し入れております。
23. 出資１口当たりの純資産額　638 円 13 銭
24. 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
(2)金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
(3)金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、貸出金事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、その状況については定期的にＡＬＭ委員会､常勤理事会に報告しております｡また、大口融資先の与信管理については常勤理事会および理事会に審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
（ⅰ）金利リスクの管理
当金庫は、リスク管理規程・要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ＡＬＭ委員会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
総務部において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。
（ⅱ）為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、投資している有価証券に内包している変動額を為替相場が 10%円高へ進行した場合を想定し、時価の変動額を把握し、管理しております。
（ⅲ）価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ＡＬＭ委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準及びリスク管理規程・要領に従い行われております。
このうち、総務部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資権限額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部で保有している株式の多くは、値上がりした場合に売却益を計上する目的で保有しており、日々市場環境や保有銘柄の財務内容等をモニタリングしております。これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常勤理事会、ＡＬＭ委員会に定期的に報告されております。
（ⅳ）市場リスクに係る定量的情報
当金庫では、「有価証券」のうち債権、市場価格のある株式及び投資信託の市場リスク量をＶａＲにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当金庫のＶａＲは分散共分散法（保有期間 1 年、信頼区分 99%、観測期間 5 年）により算出しており、令和 8 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で 3,531 百万円です。
なお、当金庫では、モデルが算出するＶａＲと実際の損益を比較するバックテスティングを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ＡＬＭを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借用金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和 8 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(時価の算定方法については（注 1）参照)　なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。

((注 2)参照)また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1)　預け金(*1)	85,363	82,460	△2,903
(2)　有価証券	79,129	77,945	△1,184
売買目的有価証券	―	―	―
満期保有有価証券	10,473	9,288	△1,184
その他有価証券	68,656	68,656	―
(3)　貸出金(*1)	191,798	―	―
貸倒引当金(*2)	△6,745	―	―
	185,053	181,645	△3,408
金融資産計	349,547	342,051	△7,495
(1)　預金積金(*1)	341,153	337,811	△3,341
(2)　借用金(*1)	237	240	2
金融負債計	341,390	338,052	△3,338

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注 1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 26. から 27. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(TONA、スワップレート)を用いております。

(2) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注 2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式 (*1)	10
関連法人等株式 (*1)	―
非上場株式 (*1)	249
組合出資金 (*2)	80
合　計	339

(*1) 子会社･子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和 6 年 9 月 13 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和 3 年 6 月 17 日) 第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注 3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

26. 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算出した時価

【主な分類商品】上場株式、投資信託、国債等の取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
【主な分類商品】地方債、社債(上場企業等)等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの、取引量が活発でない商品などを分類しております。
レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
【主な分類商品】外国証券、投資信託等で、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債　(単位：百万円)

区　分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	1,138	1,138
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券（その他有価証券）	21,680	51,538	4,725	77,945
うち株式	612	—	—	612
国債	12,736	—	—	12,736
地方債	—	10,949	—	10,949
社債	—	23,338	—	23,338
その他の証券	8,331	17,250	4,725	30,307
その他	—	—	—	—
金融資産計	21,680	51,538	5,864	79,084
デリバティブ取引	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—	—

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借用金等については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額　(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	14,507	14,500	6,500	13,800
有価証券	943	17,557	12,417	24,568
満期保有目的の債券	—	2,500	5,465	2,508
その他有価証券のうち満期があるもの	943	15,057	6,952	22,060
貸出金(*2)	26,177	67,304	48,837	30,761
合　計	41,627	99,361	67,755	69,130

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。
(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注5) 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額　(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	319,590	20,995	566	—
借用金	31	125	72	8
合　計	319,622	21,120	639	8

(*)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、28まで同様であります。

売買目的有価証券　該当なし

満期保有目的の債券　(単位：百万円)

	種　類	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小　計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	3,730	3,178	△551
	地方債	2,145	1,927	△217
	社債	2,198	2,010	△187
	その他	2,400	2,171	△228
	小　計	10,473	9,288	△1,184
合　計		10,473	9,288	△1,184

その他有価証券　(単位：百万円)

	種　類	連結貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	454	322	131
	債券	—	—	—
	国　債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社　債	—	—	—
	その他	7,469	6,177	1,291
	小　計	7,923	6,499	1,423
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	158	165	△7
	債券	39,908	47,716	△7,808
	国　債	9,558	12,180	△2,621
	地方債	9,021	11,148	△2,126
	社　債	21,327	24,387	△3,060
	その他	20,666	22,173	△1,506
	小　計	60,732	70,055	△9,322
合　計		68,656	76,555	△7,898

28. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。 （単位：百万円）

	売却額	売却益	売却損
株式	1,438	141	△37
債券	296	―	△101
国　債	296	―	△101
地方債	―	―	―
社　債	―	―	―
その他	4,426	429	△246
合　計	6,162	571	△385

29. 運用目的の金銭の信託 （単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	―	―

30. 満期保有目的の金銭の信託 （単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	―	―	―	―	―

（注）「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、60,233 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 24,872 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ･フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。また、契約時において必要に応じて不動産･有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
減価償却超過額	129　百万円
退職給付引当金	86　百万円
貸出金有税償却額	223　百万円
貸倒引当金（有税額）	1,738　百万円
賞与引当金	23　百万円
その他有価証券評価差額金	2,240　百万円
その他	251　百万円
繰延税金資産小計	4,693　百万円
評価性引当額	△3,640　百万円
繰延税金資産合計	1,053　百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	1　百万円
繰延税金負債合計	1　百万円
繰延税金資産(負債)の純額	1,052　百万円

33. 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（令和 2 年 3 月 31 日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、以下のとおりであります。
顧客との契約から生じた債権　　7 百万円

②連結損益計算書

（単位：千円）

科目	令和６年度 （令和6．4．1～令和7．3．31）	令和７年度 （令和7．4．1～令和8．3．31）
経常収益	5,178,670	5,823,047
資金運用収益	4,001,440	4,701,987
貸出金利息	2,437,560	2,827,668
預け金利息	381,264	494,871
有価証券利息配当金	1,040,786	1,168,689
その他の受入利息	141,829	210,758
役務取引等収益	434,876	466,117
その他業務収益	15,973	29,767
その他経常収益	726,379	625,174
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	10,108	151,680
その他の経常収益	716,271	473,493
経常費用	4,465,117	5,051,204
資金調達費用	187,271	587,124
預金利息	176,350	574,684
給付補塡備金繰入額	523	3,061
譲渡性預金利息	—	—
借用金利息	6,398	5,693
その他の支払利息	4,522	3,685
役務取引等費用	276,910	266,883
その他業務費用	540,060	339,390
経費	2,925,473	2,999,963
その他経常費用	535,400	857,842
貸出金償却	395,792	2,271
貸倒引当金繰入額	—	747,187
一般貸倒引当金純繰入額	—	△23,975
個別貸倒引当金純繰入額	—	771,162
その他の経常費用	139,608	108,383
経常利益又は経常損失（△）	713,552	771,843
特別利益	28,829	—
固定資産処分益	28,829	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	62,002	21,777
固定資産処分損	3,517	3,449
減損損失	58,484	18,327
その他の特別損失	—	—
税金等調整前当期純利益又は純損失（△）	680,380	750,065
法人税、住民税及び事業税	139,060	338,974
法人税等調整額	102,229	△93,885
法人税等合計	241,289	245,089
当期純利益又は当期純損失（△）	439,090	504,976
非支配株主に帰属する当期純利益又は純損失（△）	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益又は純損失（△）	439,090	504,976

注記事項（令和８年３月期）

1．記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

2．出資１口当たりの当期純利益金額　　37円58銭

3．当期において、以下の固定資産等について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失(単位：千円)
鹿島郡内	所有不動産	土地	354
鳳珠郡内	事業用資産	土地	2,068
輪島市内		土地	4,335
金沢市内		土地	11,568
合計			18,327

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産については、各々1 つの単位でグルーピングを行っております。また、本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

遊休資産については、継続的な地価の下落等により投資額の回収が困難と見込まれるため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき算定しております。

事業用資産については、収益性が著しく低下していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は土地の正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき査定しております。

4．企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（令和 2 年 3 月 31 日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。

③連結剰余金計算書

（単位：千円）

科目	令和６年度 （令和6．4．1～令和7．3．31）	令和７年度 （令和7．4．1～令和8．3．31）
（資本剰余金の部）		
資本剰余金期首残高	―	―
資本剰余金増加高	―	―
資本剰余金減少高	―	―
資本剰余金期末残高	―	―
（利益剰余金の部）		
利益剰余金期首残高	１４，９３５，４１５	１５，３６０，１８８
利益剰余金増加高	４３９，０９０	５０４，９７６
親会社株主に帰属する当期純利益	４３９，０９０	５０４，９７６
利益剰余金減少高	１４，３１６	２０，５７７
親会社株主に帰属する当期純損失	―	―
配当金	１４，３１６	２０，５７７
自己優先出資消却額	―	―
利益剰余金期末残高	１５，３６０，１８８	１５，８４４，５８７

注記事項

1．記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

⑵経営内容

①～⑥　当連結会計年度に係る主要な経営指標等

（単位：百万円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
連結経常収益	４，０７６	３，８９１	４，２６４	５，１７８	５，８２３
連結経常利益（△は経常損失）	２８６	３３３	△４，０３６	７１３	７７１
連結当期純利益（△は当期純損失）	１６２	１９６	△３，８５３	４３９	５０４
連結純資産額	１８，６２９	１５，７９６	１１，９６６	９，７８４	１７，７１１
連結総資産額	３８９，４１２	３６３，５５３	３４７，８２０	３５３，４９７	３６４，９３５
連結自己資本比率	１３．３６％	１３．２２％	１１．１１％	１２．２９％	２０．５３％

（注）連結自己資本比率は、「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 21 号）」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

⑶信用金庫法開示債権の状況

①～⑤　連結リスク管理債権

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	４，２６１	４，７５６
危険債権	１１，０８２	１１，０１８
三月以上延滞債権	１８	２１
貸出条件緩和債権	１７２	１３２
小計	１５，５３５	１５，９２８
正常債権	１７１，１８７	１７９，５３５
総与信残高	１８６，７２３	１９５，４６３

⑷連結セグメント情報

連結会社である「のとしん総合サービス株式会社」の事業は信用金庫業務のみとなっておりますので、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

3. 自己資本の充実の状況(連結に関する事項)

■連結の範囲に関する事項

①当金庫の連結自己資本比率の算出対象会社(連結ｸﾞﾙｰﾌﾟ)と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。
②当金庫の連結ｸﾞﾙｰﾌﾟは連結子会社1社で、その名称及び主要な業務の内容は P.66 をご参照ください。
③自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の該当はありません。
④従属業務を専ら営む会社・新たな事業分野を開拓する会社で、連結ｸﾞﾙｰﾌﾟに属していない会社の該当はありません。
⑤連結ｸﾞﾙｰﾌﾟ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等は定めておりません。

■自己資本調達手段の概要　■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P.21 をご参照ください。

■連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項

自己資本の構成に関する開示事項　　(単位:百万円)

項　　目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目　(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	16,022	26,096
うち、出資金及び資本剰余金の額	705	10,277
うち、利益剰余金の額	15,360	15,844
うち、外部流出予定額(△)	20	20
うち、上記以外に該当するものの額	△22	△5
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	－	－
うち、為替換算調整勘定	－	－
うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後被支配株主持分の額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	925	901
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	925	901
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額　(イ)	16,947	26,998
コア資本に係る調整項目　(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	113	124
うち、のれんに係るもの(のれん相当差異額を含む。)の額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	113	124
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
退職給付に係る資産の額	－	－
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　(ロ)	113	124
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ))　(ハ)	16,833	26,873
リスク・アセット等　(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	130,406	124,196
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,525	6,486
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額　(ニ)	136,932	130,683
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)／(ニ))	12.29%	20.56%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

■定量的な開示事項

信用リスク及びオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額　（単位:百万円）

	令和６年度		令和７年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	130, 406	5, 216	124, 196	4, 967
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	116, 749	4, 669	108, 468	4, 338
現金	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	2, 938	117	1, 434	57
地方三公社向け	1	0	70	2
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	14, 850	594	19, 378	775
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	930	37	929	37
カバード・ボンド向け	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	43, 497	1, 739	36, 788	1, 471
特定貸付債権向け	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	20, 839	833	16, 630	665
トランザクター向け	896	35	886	35
不動産関連向け	15, 293	611	16, 293	651
自己居住用不動産等向け	4, 427	177	4, 915	196
賃貸用不動産向け	9, 522	380	10, 077	403
事業用不動産関連向け	－	－	－	－
その他不動産関連向け	－	－	－	－
ADC 向け	1, 343	53	1, 301	52
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	6, 571	262	5, 477	219
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	179	7	58	2
取立未済手形	22	0	14	0
信用保証協会等による保証付	4, 002	160	4, 063	162
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－
株式等	1, 606	64	971	38
上記以外	6, 946	277	7, 286	291
重要な出資のエクスポージャー	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	－	－	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2, 028	81	2, 028	81
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2, 387	95	2, 631	105
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するｴｸｽﾎﾟｰｼﾞｬｰ	－	－	－	－
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るｴｸｽﾎﾟｰｼﾞｬｰ	－	－	－	－
上記以外のエクスポージャー	2, 530	101	2, 627	105
②証券化エクスポージャー	－	－	－	－
証券化 STC 要件適用分	－	－	－	－
証券化 短期 STC 要件適用分	－	－	－	－
証券化 不良債権証券化適用分	－	－	－	－
証券化 STC・不良債権証券化適用対象外分	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	13, 214	528	15, 426	617
ルック・スルー方式	13, 214	528	15, 426	617
マンデート方式	－	－	－	－
蓋然性方式（250%）	－	－	－	－
蓋然性方式（400%）	－	－	－	－
フォールバック方式（1250%）	－	－	－	－
④未決済取引	－	－	－	－
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	－	－	－	－
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）	440	17	291	11
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6, 525	261	6, 486	259
BI	4, 350		4, 324	
BIC	522		518	
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額（イ＋ロ）	136, 932	5, 477	130, 683	5, 227

（注）１．所要自己資本額＝リスク・アセット等×４％
２．「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
３．「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること
４．当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
５．当金庫グループは、標準的計測手法かつ ILM を「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
６．連結総所要自己資本額＝連結リスク・アセットの合計額（連結自己資本比率の分母の額）×４％

■信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
本開示は、単体における開示内容と同一となります。P．23をご参照ください。

■リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関
本開示は、単体における開示内容と同一となります。P．23をご参照ください。

■リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等
本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P．23をご参照ください。

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高
本開示は、単体における開示内容と同一となります。P．24をご参照ください。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P．25をご参照ください。

■業種別の個別貸倒引当金の残高及び貸出金償却の額
本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P．25をご参照ください。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳
本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P．26・27をご参照ください。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P．28～31をご参照ください。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要
本開示は、単体における開示内容と同一となります。P．31をご参照ください。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー
本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P．31をご参照ください。

■市場リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要
本開示は、単体における開示内容と同一となります。P．31をご参照ください。

■流動性リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要
本開示は、単体における開示内容と同一となります。P．31をご参照ください。

■オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要
本開示は、単体における開示内容と同一となります。P．33をご参照ください。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出方法の概要
本開示は、単体における開示内容と同一となります。P．33をご参照ください。

■オペレーショナル・リスク相当額　（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額	498	518

■金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
本開示は、単体における開示内容と同一となります。P．33をご参照ください。

■銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要
本開示は、単体における開示内容と同一となります。P．33をご参照ください。

■金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額
本開示は、単体における開示内容と同一となります。P．34をご参照ください。

■派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項
当該取引は行っておりません。

■証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P．34をご参照ください。

■証券化エクスポージャーについて信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫グループは「標準的手法」を採用しております。

■証券化取引に関する会計方針

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P．34をご参照ください。

■当金庫グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

当該取引は行っておりません。

■当金庫グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P．35をご参照ください。

b. 再証券化エクスポージャー

当該取引は行っておりません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P．35をご参照ください。

b. 再証券化エクスポージャー

当該取引は行っておりません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳

当該取引は行っておりません。

■株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P．35をご参照ください。

■株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

（単位：百万円）

		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で時価のないもの等
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価（償却原価）	貸借対照表計上額	評価差額			貸借対照表計上額
							うち益	うち損	
上場株式	令和6年度	－	－	1，349	1，440	90	126	35	－
	令和7年度	－	－	488	612	124	131	7	－
非上場株式等	令和6年度	－	－	167	168	1	1	－	2，193
	令和7年度	－	－	167	159	△8	－	8	2，190
合計	令和6年度	－	－	1，516	1，608	92	127	35	2，193
	令和7年度	－	－	655	771	115	131	16	2，190

（注）1．貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2．上記の「非上場株式等」は、非上場株式のほか信金中央金庫出資金、投資事業有限責任組合出資持分です。